

令和7年1月22日

電気通信事業報告規則の一部改正に関する意見募集

総務省は、規制改革実施計画（令和6年6月21日 閣議決定）を踏まえ、事故の発生状況の報告頻度を緩和する制度整備のため、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の改正案を作成しました。

つきましては、案について、令和7年1月23日（木）から同年2月21日（金）までの間、意見募集を行います。

1 改正の内容

総務省は、規制改革実施計画（令和6年6月21日 閣議決定）を踏まえ、電気通信事業者の事務負担軽減の観点から、電気通信事業報告規則第7条の3が規定する事故の発生状況について、四半期ごとの報告から年度ごとの報告に改める制度整備のため、同規則の一部を改正する省令案を作成しましたので、この省令案に対して意見募集を行います。

2 意見公募要領

（1）意見募集対象：

- ・電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案（別紙1）

（2）意見提出期間：

令和7年1月23日（木）から同年2月21日（金）まで
（郵送の場合は、締切日の消印まで有効とします。）

詳細については、別紙2の意見公募要領を御覧ください。

3 今後の予定

本意見募集結果を踏まえ、速やかに制度整備を行います。

4 資料の入手方法

別紙1及び2の資料については、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

【連絡先】

総合通信基盤局 電気通信事業部 安全・信頼性対策課

担当：竹渕課長補佐、服部係長

電話：03-5253-5858

E-mail：anshin_iken_atmark_soumu.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。